

令和3年度（公財）日本テニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	要対応	対応済		令和3年3月開催の理事会にて「JTA組織運営に関する基本計画」を決議し、令和2年度ガバナンスコード遵守状況の自己説明の公表をホームページ上で同年度内に行った。
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	要対応	要対応		「JTA組織運営に関する基本計画」に基づき、組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画案を人事部により策定中であり、本年度中の採択を予定。  計画決定においては、通常的重要施策の決定に適用されている機関決定手順（担当委員会起案、本部長出席の会議での提案書決定、幹部会会議での了解、常務理事会での協議、そして案件によっては理事会での決議）によることとなる。また、策定段階において、令和3年度から設置される人事部及びガバナンスコード・組織再編プロジェクトが担当し、役員や事務局長及び事務局3部長に代表される事務局員、その他の構成員から幅広く意見を募る。決定され次第、ホームページ上で公開する。
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	要対応	要対応		「JTA組織運営に関する基本計画」に基づき、財務経理部が新中期財務計画案を策定中であり、財務経理部が主導し、財政再生・寄附金プロジェクト、マーケティング部、100周年記念事業準備プロジェクト等が連携することにより、役職員や構成員から幅広い意見を募った上で策定する。新中期財務計画が決議され次第、当協会HPにて公開する。
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	要対応	要対応		令和3年3月開催の理事会にて決議したJTA組織運営に関する基本計画において、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事については令和3年度及び令和5年度に予定される組織再編を通じて、第1段階で30%、第2段階で40%の達成を目指すこととした。  本年6月開催の理事会で決議された令和3年度～4年度役員選任において、理事総数32名のうち8名（25%）の外部理事、10名（31.3%）の女性理事を選任し、令和3年度～4年度の目標比率を達成している。現在、ガバナンスコード対応・組織再編プロジェクトにおいて令和5年度目標達成に向けた理事候補推薦方式の素案を策定中。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	要対応	要対応		現状、女性評議員の数は4名、その比率は6.7%で未達成となっている。令和3年3月開催の理事会にて決議したJTA組織運営に関する基本計画において、外部評議員と女性評議員の目標割合をそれぞれ20%以上と設定し、次回の改選となる令和6年度から実施の予定とした。  令和6年度の評議員改選期を視野に本年11月より地域・都道府県テニス協会との間で関係の再定義と加盟団体規程の導入に関する協議を開始し、令和4年度に定款改正をし、本協会評議員候補予定者の推薦方式見直しを含めた制度改革を行う予定。
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	要対応	対応済		令和3年3月開催の理事会においてアスリート委員会規程を採択し、それに基づき令和3年度～4年度組織編成においてアスリート委員会を設置した。アスリート委員会規程に基づき、アスリート委員選考委員会（アスリート3名を含む7委員で構成、男女比率は男性3名、女性4名）が設置されて委員の募集と選考がなされた。その結果、9月及び10月開催の常務理事会において、計20名の第一期アスリート委員の選任が承認された。その内訳は、現役アスリート10名（男子5名、女子5名）、アスリート経験者10名（男子6名、女子4名）である。  令和3年度第1回アスリート委員会は本年11月に開催予定。
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	要対応	要対応		「JTA組織運営に関する基本計画」で言及されているJTA理念（ビジョン、行動指針を含む）開発を本年5月開催の理事会で決議した。この理念・ビジョン・行動指針を念頭に、財政基盤の再構築とともに理事会規模の適正化に取り組む。その第一弾として、令和3年度～4年度の役員選定において理事総数（定数35名）を33名から32名に削減した。併せて、事業計画と予算編成の権限を評議員会から理事会に移し、協会運営の実効性確保を目指す。 これらの対応は、ガバナンスコード適合性審査申請書に記載通り、定款改正、理事会、評議員会及び常務理事会運営規程の制定を通じ、令和5年度～令和6年度組織再編までに完了させる予定。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	要対応	要対応		令和3年3月開催の理事会にて決議されたJTA組織運営に関する基本計画において、理事就任時の年齢制限を原則75歳未満とした。これは令和3年度～4年度の組織編成において部分的に実施に移し、理事会推薦理事に対しては75歳就任時における年齢制限を適用した。また加盟団体推薦理事候補を含め、令和5年度～令和6年度役員改選において全面実施を行うための加盟団体を含めた協議を本年11月に開始する。
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	要対応	要対応		令和3年3月開催の理事会において決議されたJTA組織運営に関する基本計画において、理事の在任年数の上限を原則10年とし、再選回数の上限を5回とした。これらは令和3年度～4年度役員選任において部分的に実施に移し、理事会推薦理事に対しては理事の在任年数の上限を原則10年、再選回数の上限5回を適用した。加盟団体推薦理事候補を含め、令和5年度～令和6年度役員改選において全面実施を行うため、加盟団体を含めた協議を本年11月に開始する。なお、専務理事候補予定者に対しては激変緩和措置を適用した。
					【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	要対応	要対応		「JTA組織運営に関する基本計画」に基づき、役員候補者選定委員会を令和3年度中に設置し、令和5年度～6年度組織編成より、役員については役員候補者選定委員会に諮った上で、評議員会が選任する制度を実施する。
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	対応済		倫理規程及び処分手続規程を定め、スポーツを取り巻く環境変化に呼应した改正を行っている。	
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	対応済		【審査基準（1）について】 本部・委員会の役割、権限、規則制定手続、職務権限等に関する規程を定めている。	
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	対応済		【審査基準（1）について】 「専門委員会分掌事項」を理事会決議事項として定めている。その他、組織運営に必要な規定を整備している。	
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	対応済		【審査基準（1）について】 役員等の報酬と費用に関する規程、非役員等の報酬・費用・謝礼・日当に関する規程、役員、非役員等への謝金及び日当に関する基準を定めている。	
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	対応済		【審査基準（1）について】 財産管理運用規程を定めている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	要対応	要対応		コロナ禍により対応を余儀なくされた本協会事業の棚卸を含めた財政基盤の強化策を検討中であり、その結果を令和3年度に文書化し、「JTA組織運営に関する基本計画」に基づき令和3年12月に新4か年財務計画を採択し、その実行性を担保する。
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	対応済	対応済		本協会はナショナルメンバー選考基準及びデビスカップ/ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準と、ジュニアナショナルメンバー選考基準及びジュニア・デビスカップ/ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ/ワールドジュニア代表選手選考基準を制定している。令和3年3月開催の理事会にてこれらの基準を改正し、選手権利保護に関する条項を加えた。これらの基準は本年4月1日から施行され、本協会ホームページで公開されている。
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	要対応	対応済		選手・審判員等登録規程に基づき、公認審判員登録細則にて資格申請、認定講習会・認定試験、認定、登録、任務等を定めている。令和3年3月開催の常務理事会決議にて細則を改正し、審判委員会による審判員選考の手順を加えた。この細則は本年4月1日から施行されている。
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	対応済		【審査基準 (1) について】 従来の顧問弁護士契約先を見直し、令和2年度より総合法律事務所と契約を締結した。 その他コンプライアンス室員に1名、選手相談デスクに1名、倫理委員長に1名が弁護士が委員として参画している。  【審査基準 (2) について】 役職員の法的知識の向上については、研修を通じて定期的に実施し、公益法人制度、JTA規則、ガバナンスコード、その他公益法人としてNFとしての立場、また助言を求めめるための外部専門家へのアクセスが確保されていることを理解している。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	要対応	要対応		平成25年4月、公益法人への移行後、最初の組織再編において常務理事会直轄としてコンプライアンス室を設置して現在に至っている。倫理規程を及び処分手続規程においてコンプライアンス委員会の役割を明記している。コンプライアンス委員会への女性委員の配置はなされている。  令和3年度中にコンプライアンス委員会運営に関する規則の制定については、令和2年度ガバナンスコード適合性審査申請書で明記された通り、本年度中に制定の予定。
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	対応済		【審査基準 (1) について】 構成員5名のうち1名は弁護士、1名が大学准教授。	



審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 開示すること	要対応	対応済		選手選考基準は要請ベースで開示していたが、令和3年度より本協会公式ホームページ「日本テニス協会について―各種規程」に選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	要対応	対応済		本協会は公益法人として定款に基づき情報公開規程を制定しており、また公益財団法人日本テニス協会認定申請書記載通り、公式サイト、メールマガジン、年報等を通じた情報提要・広報活動を行っている。  ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示することについては、令和2年度のガバナンスコード遵守状況に関する自己説明を本年3月31日に協会ホームページで公開し、また令和3年度以降の遵守状況についてもガバナンスコード原則7に基づき公開することとしている。
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	要対応	対応済		一般社団・財団法人法第84条と197条に基づいた対応をすべく、令和3年開催の理事会で決議した令和3年度～4年度専門委員会等分掌事項改正において、利益相反に関する審査、改善指導、監督を担当する部署をコンプライアンス委員会とした。  また、同理事会で決議された令和3年度～4年度専門委員会等分掌事項改正において、利益相反ポリシーの運用を担当する部署を総務部とした。
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	要対応	対応済		令和3年3月開催の理事会にて利益相反ポリシー及び利益相反規程を決議し、令和3年度から実施に移された。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	一部要対応	一部要対応	<p>【審査基準 (1) について】 平成25年10月17日常務理事会決議にて通報相談窓口を設置。同決議提案書にてNFとして通報相談窓口の設置に至ったの経緯を説明。 処分手続規程第8条においてコンプライアンス室の通報相談窓口としての役割を規定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 同上にて規定済。</p> <p>【審査基準 (3) について】 同上にて規定済。</p> <p>【審査基準 (4) について】 同上にて規定済。</p> <p>【審査基準 (5) について】 本協会における通報相談窓口制度の導入は2013年10月で、その背景に2013年春に日本スポーツ界を震撼させたスポーツ指導における暴力事件があった。それを受け、本協会は2013年3月に理事会決議「スポーツ指導等に伴う暴力とハラスメントについて」を採択した。同理事会決議では、施策6として相談窓口設置を謳い、併せて研修、加盟団体・協力団体等への呼びかけを含む12の施策を打ち出した。以降、通報相談窓口は日本テニス界において活用されてきており、その活動内容は、定期的に倫理委員会に報告され、また毎年度、コンプライアンス室事業報告として記録に残されている。但し、これまでの研修等で、役職員等に通報窓口への通報が役職員等にとって正当な行為であることの意識づけがなされてきておらず、2021年度中に研修等を実施して、意識づけを徹底する。</p>	令和3年度役職員向けコンプライアンス研修において通報相談窓口に関するテーマを追加する。
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	対応済		<p>【審査基準 (1) について】 構成員5名のうち、1名は弁護士、1名が大学准教授。</p>	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	一部要対応	対応済	<p>【審査基準 (1) について】 1. 処分手続規程を平成26年5月に制定、平成30年12月に改正し、国際案件への対応を行った（別添6）倫理規程と処分手続規程を本協会公式ホームページの掲載。</p> <p>2. 国際テニス大会の参加する選手、コーチ、その他のテニス関係者向けに、2019年版ITFのワールド・テニス・ツアー規則（英文名：2019 Men's &amp; Women's ITF World Tennis Tour Regulations Revised August 2019）行動規範条項内、「違法行為・反倫理行為禁止とそれに対する処分を規定する条項」（英文名：Welfare Policy）の概要を日本語で掲載。</p> <p>【審査基準 (2) について】 同上にて規定済。</p> <p>【審査基準 (3) について】 処分手続規程第13条（処分手続）において、コンプライアンス室による処分対象者の意見聴取の機会、倫理委員会による処分対象者の意見聴取の機会に関する規程を令和2年度中に追加する。</p> <p>【審査基準 (4) について】 同上にて規定済。</p>	令和3年3月開催の理事会にて処分手続規程を改正し、処分対象者の意見聴取の機会、倫理委員会による処分対象者の意見聴取の機会に関する規程を追加した。
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	要対応	要対応		令和3年12月開催の理事会にて倫理委員会規程を制定する予定。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	対応済		【審査基準 (1) について】 平成18年5月30日付け理事会で網羅的な自動応諾条項が決議されている。 処分手続規定第15条において、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構」への申立てについて記載。  【審査基準 (2) について】 同上にて規定済。  【審査基準 (3) について】 同上にて規定済。	_____
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	対応済		【審査基準 (1) について】 選手と指導者を対象とした研修会で処分手続規程を配布し、第15条の説明を行っている。	_____
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	要対応	対応済		令和3年3月に開催された理事会にて危機管理マニュアルを採択し、令和3年度から実施に移された。令和3年3月16日開催された理事会で決議された令和3年度～4年度専門委員会等分掌事項において、危機管理を担当する部署を総務部とした
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	対象外		過去4年以内に不祥事は発生していない。	_____
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対象外		過去4年以内に外部調査委員会は設置していない。	_____

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄			
			令和2年度 適合性審査 自己チェック	令和3年度 適合性審査 自己チェック	令和2年度対応	令和3年度遵守状況の自己説明
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	要対応	要対応		<p>本協会は令和4年3月に創立100周年を迎える。この100周年を前に、法人の理念の明示化、あるべき法人の姿を検討する。そのプロセスで、本協会と加盟団体との関係の再定義を行い、地方組織等の組織運営及び執行に関する本協会としてのなすべき指導、助言、支援等の在り方を地域・都道府県協会と検討し、関係団体との合意形成を図ることとしている。</p> <p>そのために、本年11月より地域・都道府県テニス協会との間で関係再定義と加盟団体規程の導入に関する協議を開始し、令和4年度に定款改正をし、本協会評議員候補予定者の推薦方式見直しを含めた制度改革を行う予定。</p>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	要対応	要対応		<p>こうした地域・都道府県テニス協会との協議の取り組みにおいて、加盟団体との間で情報提供や研修会等の制度的枠組みを構築して、加盟団体規程に反映させる。その前段階として、本年11月から開始される地域・都道府県テニス協会との協議の一環として、一般スポーツ団体向けガバナンスコード、そして中央競技団体（NF）向けガバナンスコードと一般スポーツ団体向けガバナンスコードの関連性について研修会を兼ねた説明会を開催する。</p>